

## 公立小・中・義務教育学校臨時的任用職員の募集について

岐阜県教育委員会

- 1 募集の職種 県内の公立小・中・義務教育学校の臨時的任用職員  
※常勤講師、養護助教諭、臨時主事（事務職員）及び臨時技師（学校栄養職員）
- 2 採用期間 原則として、1月間から1年間
- 3 登録資格 (1) 必要とする教員免許状を所有する者（取得見込みも可）  
(2) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当しない者
- 4 登録方法  
下記のホームページの「臨時的任用職員の募集について」の「電子申請」より、希望する地区の入力フォームに必要事項を入力し、以下の手順で申し込む。
  - (1) 電子申請には登録者自身のメールアドレスが必要となります。
  - (2) 自身のメールアドレスを入力後、送信すると<no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp>よりメールが届きます。予め迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をお願いします。
  - (3) 届いたメールに掲載されたURLより申請（入力）を行います。
  - (4) 以下の書類については、申込（入力）の際に必要となります。
    - ・証明書の顔写真（画像データ、縦・横の比率は4対3とすること）
  - (5) 入力した情報により作成された申込書は担当教育事務所にて印刷し、申請者の基礎データとして管理されます。（申請者本人は申込書の形での印刷はできません）  
事前に申込書見本を印刷し、手元に置きながら申込（入力）してください。
  - (6) 電子申請ができない方は、登録を希望する教育事務所にお問い合わせください。

※HPアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/173233.html#shouchuugakkou>

### 5 登録の問い合わせ先

県内各地区の教育事務所学校職員課まで問い合わせください。

（小・中・義務教育学校の臨時主事（事務職員）、臨時技師（学校栄養職員）についても、各教育事務所学校職員課にて受け付けています。）

| 事務所     | 郵便番号      | 所在地                           | 電話番号         |
|---------|-----------|-------------------------------|--------------|
| 岐阜教育事務所 | 〒500-8384 | 岐阜市藪田南 5-9-1 岐阜県総合教育センター第3棟1階 | 058-278-3056 |
| 西濃教育事務所 | 〒503-0838 | 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎           | 0584-73-1111 |
| 美濃教育事務所 | 〒501-3756 | 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎           | 0575-33-4011 |
| 可茂教育事務所 | 〒505-8508 | 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎     | 0574-25-3111 |
| 東濃教育事務所 | 〒509-7203 | 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎     | 0573-26-1111 |
| 飛騨教育事務所 | 〒506-8688 | 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎          | 0577-33-1111 |

## 6 注意事項

- (1) 講師の採用については、学校において講師の必要が生じた際に、その都度ご連絡します。そのため、登録者全員が採用されるとは限りませんので、ご承知おきください。
- (2) 登録の有効期間は1年間です。4月からの勤務をご希望の場合は、毎年、12月末までに登録申込の登録が必要です。
- (3) システムがメンテナンス等により運用停止、休止等となる場合もありますので、お早めに申込をしてください。
- (4) 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- (5) 申込の際に必要な顔写真をアップロードするデータは、ハードディスク等に保存してあるものを使用してください。（クラウド上にあるデータをアップロードすると、エラーとなります。）
- (6) 申込は全て電子申請にて完了するため、申込に際して担当課に郵送していただく書類等はありません。
- (7) 申込データを送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されます。